

白河市国土強靱化地域計画（概要版）

1 策定の趣旨（P.1）

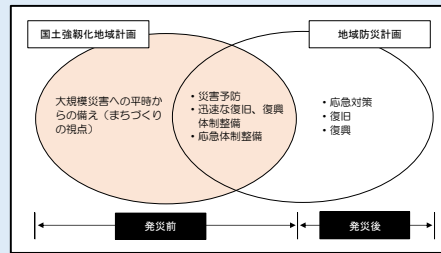
いかなる災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として策定するものです。

2 計画の位置付け（P.1）

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための、指針として策定するものです。国の「国土強靱化基本計画」、県の「福島県国土強靱化地域計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「白河市総合計画」との整合を図ります。

3 地域防災計画と国土強靱化地域計画（P.2）

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めたもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。一方、国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。両者は互いに連携しながら、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間（P.2）

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。その後、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

5 基本目標（P.3）

本市における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

- いかなる災害等が発生しようとも
- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

6 事前に備えるべき目標（P.3）

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として以下の8項目を設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7 脆弱性評価（P.6）

■手順

脆弱性評価は、本市が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものです。「想定すべき災害リスクの設定」、「起きてはならない最悪の事態の設定」、「事態回避に向けた現行施策の課題等を分析・評価【脆弱性評価】」、「推進方針の決定」の順で実施しました。

■対象とするリスク

これまでに発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般を、本計画において想定すべき災害リスクの対象とします。

8 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（P.6）

8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	5-2	食料等の安定供給の停滞
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	6-4	異常高水等による用水の供給の途絶
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
2-6	劣質な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	8-1	大震災に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
4-2	テレビラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や埋蔵的遺産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

9 施策分野（P.8）

国土強靱化を推進する施策分野として、市総合計画と同様の以下の7分野を設定しました。

- (1) 安全・安心分野
- (2) 健康・福祉・医療分野
- (3) 産業・雇用分野
- (4) 教育・生涯学習分野
- (5) 都市基盤分野
- (6) 環境分野
- (7) コミュニティ・行財政分野

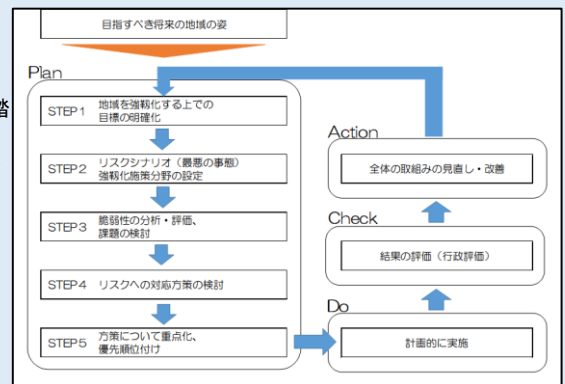
10 計画の推進（P.53）

■推進体制

本計画の推進については、白河市国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くなやかな地域づくり」に取り組みます。

■進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとします。



1 1 脆弱性評価と推進方針 (P.9~52)

「対象とするリスク」、「事前に備える目標」、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定を基に、関連する個別施策を洗い出し、現状・施策の進捗状況の把握と課題を分析して、リスクシナリオごとに取りまとめました。また、脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を定めました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	推進方針
直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅・建築物の耐震化等 ■学校施設の老朽化対策等 ■高齢者施設の耐震化・老朽化対策等 ■保育園・幼稚園施設の老朽化対策等 ■市営住宅の老朽化対策等 ■庁舎等の耐震化・老朽化対策等 ■空き家対策の推進 ■宅地の耐震化等 ■都市公園等の適切な維持管理 ■消防団の充実・強化
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ■河川及び農業用ため池の維持管理・改修等 ■総合防災マップ(ハザードマップ)の作成・活用 ■避難確保計画作成等の支援 ■避難確保計画の作成等
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害防止対策の推進 ■森林の多面的機能の維持・保全 ■総合防災マップ(ハザードマップ)の作成・活用(再掲) ■避難確保計画作成等の支援(再掲) ■避難確保計画の作成等(再掲)
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ■情報伝達手段の確保・充実 ■指定緊急避難場所・指定避難所の充実 ■福祉避難所の充実・確保 ■避難行動要支援者対策の推進 ■外国人を含む観光客に対する防災情報の発信等 ■訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 ■学校安全計画・危険等発生時対応要領等の作成支援 ■東日本大震災・原子力災害等を踏まえた防災教育の推進 ■自動・共助の取組推進 ■自主防災組織の強化 ■総合防災マップ(ハザードマップ)の作成・活用(再掲) ■マイ避難の促進 ■妊婦・子育て世代の防災意識の育成
救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ■非常用物資の備蓄 ■物資供給体制の充実・強化 ■大規模災害等における広域応援体制の充実・強化 ■水の安定供給 ■水道施設の耐震化、老朽化対策等 ■緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保 ■迂回路となりうる農道・林道の整備 ■自動・共助の取組推進(再掲)
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保(再掲) ■迂回路となりうる農道・林道の整備(再掲)
	2-3 自衛隊・警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ■消防団の充実・強化(再掲) ■訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) ■大規模災害等における広域応援体制の充実・強化(再掲)
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ■地域医療の充実 ■福祉避難所の充実・確保(再掲)
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ■感染症予防措置の推進 ■家畜伝染病対策の充実・強化 ■下水道施設等の強化
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所環境の充実 ■指定緊急避難場所・指定避難所の充実(再掲) ■福祉避難所の充実・確保(再掲) ■非常用物資の備蓄(再掲) ■水の安定供給(再掲) ■地域医療の充実(再掲)
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ■庁舎等の耐震化・老朽化対策等(再掲) ■業務継続に必要な体制の整備 ■大規模災害等における広域応援体制の充実・強化(再掲) ■訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) ■緊急車両等に供給する燃料の確保 ■受援体制の整備
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ■情報通信設備の耐災害性の強化 ■情報システムの業務継続体制(ICT-BCP)の強化
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ■情報伝達手段の確保・充実(再掲)
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ■情報伝達手段の確保・充実(再掲) ■情報収集・通信協力体制の確保
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ■企業の事業継続の支援 ■緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保(再掲) ■迂回路となりうる農道・林道の整備(再掲)
	5-2 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ■物資供給体制の充実・強化(再掲) ■緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保(再掲) ■迂回路となりうる農道・林道の整備(再掲)
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギーの導入拡大 ■緊急車両等に供給する燃料の確保(再掲)
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ■水道施設の耐震化、老朽化対策等 ■工業用水の安定供給 ■下水道施設等の強化(再掲)
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保(再掲) ■公共交通の役割
	6-4 異常洪水等による用水の供給の途絶	<ul style="list-style-type: none"> ■漏水への対策 ■農業用水の漏水対策
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ■農業用ため池ハザードマップの作成・活用
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ■有害物質の流出・拡散対策の推進
	7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ■原子力防災体制の充実・強化 ■放射線モニタリングによる情報発信 ■除去土壌の適切な保管 ■様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■農業・林業の担い手確保・育成 ■森林の多面的機能の維持・保全 ■有害鳥獣対策の充実・強化
	7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ■家畜伝染病対策の充実・強化(再掲) ■放射線モニタリングによる情報発信(再掲)
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時の廃棄物処理体制の確立
	8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模災害等における広域応援体制の充実・強化(再掲) ■ボランティア団体との連携強化
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ■自主防災組織の強化(再掲) ■自動・共助の取組推進(再掲) ■避難行動要支援者対策の推進(再掲) ■公共交通の役割(再掲) ■地域コミュニティの再生・活性化
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	<ul style="list-style-type: none"> ■無形民俗文化財等の伝承 ■小峰城三重櫓の防災体制構築 ■文化財の保全・指定